

第6章 知的財産権

現状の概要

中国における専利（特許、実用新案および意匠）の出願件数は、2015年も世界一であり、いずれも前年よりも増加した。2014年と比較して、特許は約19%増加して約110万件、昨年は減少した実用新案および意匠も、それぞれ約30%および約0.8%増加して、約113万件および約57万件となった。また、商標の出願件数は世界一として増加を続けており、2015年は約266万件の出願がなされた（前年比約16%増）。このような状況の中、日本企業による専利・商標出願は、横ばいまたは減少傾向にあるが、依然として中国は事業展開先として有望視されていることから、出願件数としては外国企業の中で第一位（専利）または第二位（商標）となっている。

また、専利・商標の出願件数増大も関係して、知的財産権関連の民事訴訟の提訴件数は多く、2014年の第一審の受理件数は、専利で9,648件、商標で2万1,362件を超え、訴訟大国となっている。日系企業が被告となる事案は必ずしも多くないとみられるが、今後も知的財産関連訴訟の増加が見込まれるところ、日系企業が関係する場合も増えてくること予想される。中国政府も知的財産権の司法保護に力を入れており、2014年11月から12月にかけて、北京市、上海市および広州市に、これらの地域を管轄して特許等の第一審訴訟を中心として専門に扱う知的財産裁判所が設立された（ただし、広州知的財産裁判所における管轄は、深圳市を除く広東省全省）。

さらに、中国においては知的財産権の活用による運用効果の向上も図られており、2013年、中国における技術契約の成約額は、約7,500億元（日本円で約15兆円）とされている。ただし、そのうち専利権譲渡およびライセンスの割合は約3%である。

このように、知的財産の保護・活用が進んできているが、中国は依然として模倣大国でもある。これに対応するため、国務院は、副総理を組長とする「全国打撃侵犯知識産権和制假冒偽劣商品工作領導小組」を設置し、関係30部署が連携して模倣品摘発を実施して大きな成果が得られていることは高く評価することができる。その一方で、巧妙化・分業化する模倣品、インターネット上で販売される模倣品といった困難な課題が顕在化しており、権利者の費用面・人的面での負担が大きい状況も当面変わらないものと思われる。

その他、知的財産権法の制度整備についての取り組みも盛んに行われている。2014年5月に改正商標法が施行され、侵害行為に対する法定賠償額を「50万元以下」から「300万元以下」と6倍に引き上げたり、故意侵害に対する

懲罰賠償規定を導入したりする等、民事救済の強化がなされている点で歓迎すべきものである。また、2014年から2015年4月までにかけても、専利法、職務発明条例、知的財産権濫用による競争排除・制限行為の禁止に関する規定等の改正・制定に向けた公開意見募集が行われた。これらに対しては、中国日本商会としての意見を個々に提出しているところである。

以上のとおり、中国の知的財産を巡る状況がダイナミックに変化している中、諸外国の知的財産制度・運用とさらに調和し、企業間で公平・公正に競争できる環境の構築が、日本企業および中国企業のいずれにとっても好ましいと考えられる。しかしながら、こうした観点からは、中国の知的財産制度・運用について以下の課題がある。

現状と課題

研究開発成果・ブランド保護の現状と課題

出願手続

特許請求の範囲および明細書の記載要件並びに補正制限

特許請求の範囲および明細書の記載要件は、諸外国に比べて厳しい審査基準により運用されており、その補正および訂正についても同様である。特許請求の範囲および明細書の記載についての過度に厳しい基準の要求や、その補正および訂正についての過度な制限は、発明の適切な保護に欠けることになる。

出願言語

国家知識産権局（SIPO）への専利出願は中国語での出願しか認められておらず、外国語で記載された発明は中国語に翻訳して出願することが必要となる。しかしながら、翻訳に際して誤訳が生じることがあり、誤訳を原因として権利取得や権利行使ができない事例も存在する。日本を含む諸外国においては、外国語、特に英語での出願が広く認められており、さらに誤訳訂正も認められていることから、権利の安定性の面から好ましい制度となっている。

権利化プロセス

特許審査

特許の審査は、出願件数の増加にもかかわらず審査期間の短縮化・迅速化および審査の質向上・適格化が図られており、特許の適正な保護の観点から好ましい傾向であると評価している。また、現在試行延長中である日中特許審査ハイウェイ（日中PPH）については、審査の迅速化のみならず出願人の負担軽減に大いに役立つものであり、試行およびその延長や申請必要書類の簡素化等の当局の取り組み

に感謝している。一方、審査促進を図る制度として優先審査制度が設けられているところ、中国が初出願で外国出願予定の発明等に対象が限定されており、この制度を十分には利用できないという問題がある。また、日中PPHについては、日本に申請する場合と異なり、出願公開等が条件となっていることから、利便性に問題がある。

秘密保持審査制度

中国で完成した発明を外国に出願する場合、SIPOによる秘密保持審査を受ける必要があるところ、そのために必要な説明文書は実質的に中国語による出願明細書と同等であり、海外市場を見据えた技術開発を中国で行った場合であっても、費用・労力の大きな負担が求められることになる。

実用新案・意匠審査

真のイノベーション活性化を図るためには、専利権の量のみならず質を向上することも不可欠となる。しかしながら、現在の実用新案および意匠は初歩審査のみで登録を行い、十分な実体審査が行われなため、進歩性および創作性がなくイノベーション活性化に何ら貢献しない粗悪権利の発生を抑制できない。SIPOは、初歩審査における新規性審査を強化するための審査基準改正を2013年9月に行ったが、その実効性は不透明であり、かかる保護価値の無い粗悪権利まで奨励され濫用されれば、高度イノベーション意欲の減衰や成長加速の阻害が懸念される。

専利権・商標権の冒認出願

他人の発明創造や外国商標を第三者が不正に出願する冒認出願について、専利法や商標法には直接の排除規定がなく、第三者に冒認出願をされた真の発明創造者、商標所有者に大きな訴訟の負担を強いることとなる。これは冒認出願を有効に抑制する上で問題である。

商標審査

改正後の中国商標法においても、外国で著名な商標について、中国内での著名（馳名）性を立証できなければ他者の悪意のある出願を排除できない。これら悪意ある出願による商標は市場を混乱させるとともに著名（馳名）な商標権者の利益や中国での活動を不当に阻害し、ひいては消費者利益も害する。これら悪意の商標を排除するには、馳名度を証明するため膨大な証拠資料の提出が必要である。また、証拠資料によっては審査されずに却下される場合があり、かつその審査に長期な審査期間を要しており、出願人のみならず当局にとっても相当な負担である。

商標審査における情報提供

特許審査の場合と異なり、商標審査においては、第三者による証拠資料の提出機会となる情報提供制度を有しておらず、安定性が十分でない権利が付与される懸念がある。

意匠制度

意匠的な創作は立体物や平面物の全体や部分についてなされるものであり、通常は創作された意匠のうちの一部から製品化がなされるものである。また、寿命の長い製品の意匠は、それ自体がブランド化して企業イメージを形成する要素となり、次世代製品に承継される場合がある。専利審査基準が改正され、2014年5月から画面意匠（グラフィカ

ル・ユーザー・インターフェース）の保護が導入されたが、意匠の保護の対象や態様について、さらに柔軟に認めてこそ、適切な意匠創作の保護が図れるものである。

職務発明条例草案

2015年4月、中国国务院法制弁公室により職務発明条例草案に関する公開意見募集が行われた。職務発明規定は、従前から専利法および同法実施条例において、専利については規定されているが、この職務発明条例草案は、専利以外の技術秘密、植物新品種権、集積回路配置権等の他の権利についても職務発明の取り扱いを規定するものである。

知的財産に関する競争環境の現状と課題

さまざまな模倣行為

再犯行為

日系企業は模倣業者に対する摘発に積極的に取り組んでいるが、模倣業者は処罰を回避するために模倣行為を巧妙化・複雑化している。また、行政による模倣品摘発がなされても、侵害行為に比して行政による制裁が十分なされておらず、刑事訴追基準の運用が地方によって不統一なこともあり、行政摘発後の刑事移送が困難となっている。さらに、同一者が会社名を変えて模倣行為を行った場合を再犯とする等の再犯行為類型の統一がなされていないこと、各地方当局間の連携体制が整備されていないこと等により、模倣行為を意図的に繰り返す再犯者が後を絶たない。

不法経営額の算定

模倣品の摘発については、行政機関、特に工商行政管理、質量技術監督局の実施によるところが大きく、公安機関による摘発はこれらの摘発に比して非常に少ないのが現実であり、その大きな根拠の一つとして、不法経営額の算定が非常に低いため、再犯行為につながっているものと考えられる。さらに、真正製品の一部を模倣品に取り換えて再包装したものは、全体として模倣品となっているにもかかわらず、不法経営額の算定や押収における侵害認定に際して、一部取り換えた模倣品に対して行われている。そのため、不法経営額算定が不十分であり、さらに、摘発されても一部模倣品だけ押収されて製品は返還されるため、その後の再犯を助長させることにもなる。

模倣巧妙化

模倣品を分業で組み立てたり、地域を跨いで生産したり、部品単位で輸出し輸出先で模倣品組立を実施したり、商標表示を切り替え可能としたりする等、模倣業者が摘発を免れるため、模倣手法の巧妙化が進んでいる。これは行政機関が模倣業者間の共同行為を権利侵害として認定する関連法規が明確でないことが一因であり、摘発実務においても、模倣行為が行政機関の勤務時間外である夜間や休日を狙って行われ、また巧妙化により個々の模倣業者の権利侵害度合いの程度が軽くなり、首謀者の特定を困難にしている。

違法看板

模倣品の販売店舗には、権利者の商標を許可なく無断で掲示した看板が立てられ、消費者に誤認・混同を与えているケースがある。放置した場合、正規販売店と競合し、当該販売店からのクレームや、当該販売店舗が粗悪な模倣品を取り扱っていた場合には、自社ブランドへのダメージが大きい。さらに、摘発を受けても、看板を布等により覆うだけでその場は回避して、その後で元に戻したり、文字の一部だけ削除したりして、確実な摘発の執行がなされないこともある。また、違法看板の認定やその執行手段に明確な基準が公示されていないことから、地域ごとに執行機関の対応が異なる事例が散見される。

インターネットを介した模倣品販売

知的財産保護プログラムの整備

インターネットを悪用した模倣品販売について、ネットビジネス量の増加により模倣品業者が急増し、1つのサイトで数千にのぼる出品のうち約半数は模倣品ともいわれている。各インターネットサービスプロバイダ（ISP）は、知的財産保護プログラムの整備や統一化、権利者との積極的な情報交換等の自主的な取り組みを行っているが、模倣品の多さに対応が追い付かない現実がある。また、ネット上の取引においては相手方の顔が見えないため、名称を変えれば容易に再犯がなされ、現実取引よりも模倣品業者の特定が困難である。さらに、インターネットは海外からもアクセス容易で海外への模倣品流出が広がる可能性が高い。さらに、インターネット（オンライン）における模倣品業者の情報により、実際の市場、流通経路および製造現場（オフライン）での摘発につなげていく必要がある。

外国企業名の使用

インターネット上で、外国企業名と代理店または専用修理センター等の名称を勝手に使ったウェブサイトが増えており、外国企業と正式に契約した企業であると消費者に誤認させる悪質な不正競争行為である。

形態模倣行為

模倣行為の巧妙化の一つとして、商標は付されていないが、製品の外観が一致したものが流通している。これら形態模倣製品は他者のデザイン（特に外国製品）にただ乗りするものであって、放置すれば公正競争に反し、また、製作者の創作意欲が阻害されることになる。

知的財産に関する紛争処理の現状と課題

実用新案権の行使

実用新案の出願・登録は近年急速に増加してきたが、実用新案は実体審査を経ないで登録されるため、無効理由を有する権利の発生を防ぐことが困難である。このような無効理由を有する権利は保護価値がないばかりでなく、権利行使がなされた場合は、行使を受けた第三者に多大な損害や負担を強いることとなり、さらに権利の濫用がなされた場合は産業の発達も阻害される。

先使用権制度の運用

企業活動においては、営業秘密として保護するため、または専利化には及ばないとして、研究開発成果の専利出願を行わない場合がある。しかしながら、情報漏洩等により後発的に第三者が同じ内容を専利出願し権利化される場合があり、このような場合に公平性の観点から認められるのが先使用権である。しかしながら、中国の先使用権は、発明ではなく実施製品についてのみ、使用を証明できた時点の製造能力の範囲内でのみ認められるにすぎない。同じ発明を利用した改良製品やその後拡大した製造範囲は先使用権が認められず、公平性の観点から先使用者の保護に欠ける場合がある。

判決の執行

訴訟により、知的財産権侵害が認められた判決を得られても、その履行が十分にはなされない執行難問題がある。強制執行制度はあるが、被執行人が執行通知を拒絶した場合や、財産を隠匿するおそれがある場合等に限られている。また、最高人民法院は、2013年7月に「信用喪失被執行人の名簿情報の公表に関する最高人民法院の若干規定」を公布し、判決不履行者の社会的制裁を行うとしたが、その実効性は不透明である。

情報公開

専利復審委員会および商標評審委員会による審決や、人民法院による判決の全件は公開されていない。最高人民法院は、2013年11月に「人民法院のインターネット上での裁判文書の公開に関する規定」を公布し、裁判文書の公開を進めるとしているが、その実効性は不透明であり、予見可能性を高め公平性を担保するためにも、より積極的な公開がなされることが必要である。

技術ライセンス関連制度

中国技術輸出入管理条例は、外国から技術を導入するライセンス契約において、中国ライセンシーが第三者の特許権等を侵害した場合、外国ライセンサーが特許保証責任を負うとしている。さらに、中国ライセンシーによる改良技術は、中国ライセンシーの帰属となるとされており、これらは、外国企業が中国企業に技術をライセンスする場合の障害となり、中国政府が目指す技術取引の進展に影響を及ぼすものである。

知的財産権濫用による競争排除・制限行為の禁止規定

2015年4月に工商行政管理総局より「知的財産権濫用による競争排除・制限行為の禁止に関する規定」が公布され、同年8月に施行された。その後、同年12月末に国家発展改革委員会より「知的財産権濫用に関する独占禁止ガイドライン（意見募集項）」に対する意見募集、さらに2016年2月に工商行政管理総局より「知財濫用に関する独占禁止法執行指南（国家工商総局第七稿）」に対する意見募集がなされた。これらは、いずれも正当な知的財産権行使行為と、競争の排除・制限につながる権利濫用行為との境界を明確にしようとするものであるが、各ルール間の相互関係が不明である等の懸念が多く聞かれている。上記「独占禁止法執行指南（国家

工商総局第七稿)」には、独占禁止法を所管する商務部、工商行政管理総局および国家発展改革委員会に加えて国家知識産権局の4部局によるガイドラインが作成されていると記載されており、今後の動向を注視している。

＜建議＞

1. 研究開発成果・ブランドの適切な保護の促進

(1) 出願手続の合理化・多様化

① 特許請求の範囲や明細書の記載要件および補正制限の緩和

サポート要件等の特許請求の範囲や明細書の記載要件を諸外国のレベルに緩和していただくとともに、特許請求の範囲については、減縮を目的としたものであれば、明細書および図面に記載の範囲内での柔軟な補正や訂正を認めていただくよう要望する。

② 外国語出願の容認

英語や日本語など外国語での出願を認めていただくとともに、外国語出願について翻訳文の誤訳訂正を認めていただくよう要望する。

(2) 権利化プロセスの合理化・適正化

① 特許審査の迅速化・的確化

優先審査制度の対象を「中国に初出願し外国出願予定のもの」以外の出願まで拡大していただくよう要望する。また、日中特許審査ハイウェイ(日中PPH)については、速やかな正式合意を行うとともに、出願公開前の受理等の条件緩和をしていただくよう要望する。

② 秘密保持審査制度の改善

中国における技術開発がさらに活発になる中で、競争力を上げるためにも、中国で生まれた発明を外国に出願する場合に必要な秘密保持審査を行うことなく外国出願できる制度としていただくよう要望する。

③ 実用新案・意匠における審査主義の導入

実用新案と意匠について、審査主義(実体審査制度)を導入していただくよう要望する。

④ 専利権・商標権の冒認出願への対策

不正に発明創造・商標の内容を取得した者による専利権・商標権の冒認出願に対抗するため、拒絶理由や無効理由に冒認出願を加えていただくよう要望する。

⑤ 適切な商標審査

他者の悪意による出願を排除するため、外国における馳名(著名)性、商標標識の顕著性、地域ブランドを考慮した審査を行うとともに、類否判断において異なる商品役務区分の馳名商標を含めた判断を行っていただくよう要望する。さら

に、馳名商標の認定審査においては、出願人が中国国内でのホームページ閲覧数やインターネット販売数、中国業界団体との交流実績等、通常とは異なる資料を提出した場合であっても、審査の対象としていただくよう要望する。

⑥ 商標審査における情報提供制度の導入

権利の安定性を高めることは、権利者自身にとっても有益であることから、商標法等において、第三者による情報提供制度を導入していただくよう要望する。

(3) 意匠制度の見直し

意匠出願について、上述の実体審査を導入いただくとともに、実体審査を前提として部分意匠および秘密意匠制度を導入いただくよう要望する。また、自己開示による新規性喪失の例外適用も導入いただくよう要望する。さらに、意匠権については、ロングライフ製品保護のため、保護期間を10年から20年に延長していただくよう要望する。

(4) 職務発明条例草案の見直し

職務発明制度は、そもそも専利法および同法実施細則において包括的に規定されており、専利法のような上位規定がない植物新品種権や集積回路配置権等の他の権利まで適用範囲を広げることが、法体系上の混乱を招くことから、本条例を制定する必要はない。

2. 知的財産にかかわる公正な競争環境の実現

(1) 模倣行為抑制に向けた諸施策

① 再犯防止

再犯に該当する行為の統一化を図り、中央および地方を含む工商管理総局、質量技術監督局、知識産権局、海関、公安機関による摘発の処罰情報の共有化を要望する。また、再犯を抑止するために、行政機関と公安機関との間で刑事移送の一層の円滑化をお願いするとともに、海関が所有する情報を権利者に提供する等、権利者との連携も一層密にさせていただくよう要望する。さらに、再犯行為に対する厳罰化の法運用を適切に進めていただくとともに、これらの取り組みを全国規模で行っていただくよう要望する。

② 違法経営額の統一的で適正な算定

摘発された模倣行為の処罰が適切に行われるためには、違法経営額の算出額が重要であり、当該算出手続を明確にし、統一的かつ適正な運用を図っていただくよう要望する。

③ 模倣巧妙化への対処

行政機関に分業の繋がりを捜査する権限を付与することや、意匠権の間接侵害を適用する等の法整備を進めていただくよう要望する。また、商標が付されていない商品と商標ラベルとが見つ

かった場合、商標ラベルが商品に付されることを客観的に判断し、商品の押収もできるようにしていただくよう要望する。

④違法看板への対応

消費者保護の観点からも、速やかに違法看板を撤去いただくとともに、再犯防止のために、処罰を盛り込んだ法的対策を講じていただくよう要望する。

(2)インターネットを介した模倣品販売の対応

①知的財産保護プログラムの整備強化

インターネットサービスプロバイダ（ISP）による知的財産保護プログラムの整備をさらに強化し、迅速な模倣品販売サイトの削除要請や再犯抑制がなされるよう要望する。さらに、中国のISPに対して国外のISPと連携し同様に対策を講じるよう働きかけていただくよう要望する。

②外国企業名使用の取り締まり

インターネット上で、外国企業名と代理店または専用修理センター等の名称を勝手に使い、外国企業と正式に契約した企業であると誤認させるウェブサイトの取り締まりを強化していただくよう要望する。

(3)形態模倣の禁止

反不正競争法等により、形態模倣行為を禁止していただくよう要望する。

3. 知的財産に係る紛争処理の公平化・合理化

(1)実用新案権行使時の注意義務化

実用新案制度については、上記のとおり審査主義の導入を建議するが、直ちに導入することが難しい場合、実用新案権行使時の評価報告書提出の義務付けする等、権利行使に一定の法的制限を課していただくよう要望する。

(2)先使用権制度運用の適切化

先使用権の範囲（先使用権として実施が許容される対象範囲、実施範囲）を拡大していただくよう要望する。すなわち、発明としての同一性や事業目的の同一性を失わない範囲内での実施形式・実施態様の変更を認めていただくよう要望する。

(3)判決の執行強化

強制執行権の拡大、強制執行不可能時の社会的制裁の強化等により、判決による確定事項を確実に執行する仕組みを作っていただくよう要望する。

(4)情報公開の促進

国家知識産権局・商標評審委員会の審決および人民法院の判決の公開を促進していただくよう

要望する。また、営業秘密情報を除き、誰でも審査資料、裁判資料の閲覧を可能とする制度を設けていただくよう要望する。

(5)技術ライセンス関連制度の是正

技術輸出入管理条例におけるライセンサーの過大な義務を是正していただくよう要望する。

(6)知財濫用による競争排除・制限行為の禁止規定の明確化

「知的財産権濫用に関する独占禁止ガイドライン」案につき、知財濫用となる基準を明確にし、知財の正当な行使が安易に知財濫用と判断されることがないように要望する。